

## 提案基準6 線引日前から宅地である土地における開発行為の取扱いについて

(昭和62年4月1日施行)

最終改正平成24年 5月18日施行

### (適用の範囲)

第1 包括承認基準18の基準に該当する土地であって、敷地の規模形状等から一の建築物の敷地として利用するより一層好ましい宅地形成ができるものと判断される土地の開発行為について適用する。

### (立地)

第2 申請に係る土地は、道路、公園等の公共施設及び学校、上水道等の公益施設並びにこれらの施設の計画に支障がないこと。

### (用途)

第3 申請に係る建築物(以下「予定建築物」という。)は、自己の居住のための一戸建専用住宅(第1種低層住居専用地域内で認められる兼用住宅を含む。)を目的とした宅地分譲であること。

### (予定建築物の規模等)

第4 予定建築物の規模は周囲の景観及び既存の集落の建築物等と整合する適切な規模とすること。

2 予定建築物の最高の高さは、10メートル以下とする。

### (画地の面積)

第5 画地の面積は、300平方メートル以上であること。

### (公共施設の帰属管理)

第6 開発行為により設置された公共施設及び当該公共施設の用に供する土地については、原則として当該市町村が帰属を受け管理するものであること。

### 付 則

- 1 この基準は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年5月19日公布)の施行日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、現に受理されている申請については、従前の基準により取り扱うものとする。

- 3 この基準は施行日から5年を経過する日までを期限とするが、当該土地の既存宅地の確認が施行日以降の場合は、既存宅地の確認の日から5年を経過する日までとする。
- 4 この基準の期限内に着工が可能であると予定して受理した申請については、期限日以降もこの基準により取扱うものとする。

付 則

- 1 この基準は、平成21年5月17日までを期限とし、期限内に着工が可能であると予定して受理した申請については、期限日以降もこの基準により取扱うものとする。

付 則

- 1 この基準は、平成21年5月18日から施行する。
- 2 この基準は、平成24年5月17日までを期限とし、期限内に着工が可能であると予定して受理した申請については、期限日以降もこの基準により取扱うものとする。

付 則

- 1 この基準は、平成24年5月18日から施行する。